

令和4年9月12日

「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進②」に対する意見

社会保障審議会介護保険部会委員

全国町村会行政委員

東京都瑞穂町長 杉浦 裕之

1. 論点③給付適正化・地域差分析について（資料1の20頁）

調整交付金については、保険者の責めによらない年齢構成等の要因による水準格差を調整するものであり、減額措置は制度に馴染まないものである。

減額措置対象となった保険者に対する国・都道府県等による人的・財政的支援などを丁寧を実施していくことで、第8期計画中に減額措置対象が減少することも考えられる。

よって、減額措置をさらに進めることについては反対であり、今期までで終了すべきである。

2. 論点⑤保険者機能強化推進交付金等について（資料1の22頁）

保険者機能強化推進交付金等の評価結果の公表について従来より、慎重な検討を求めてきた。

個別の評価項目ごとの得点獲得状況の見える化の徹底を図ることは、個々の市町村に対して、表層的な優劣をつけることになるため、引き続き慎重な検討をお願いしたい。